

他自治体の住民が熊本市内の医療機関で接種できる場合 (R4.8.17～)

参考資料:新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(8.3版)〔第4章 接種の流れ 4市町村に対する申請 (1)やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種〕

No.	接種できる場合 (やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者)	備考
1	出産のために里帰りしている妊産婦	届出済証必要
2	単身赴任者	届出済証必要
3	遠隔地へ下宿している学生	届出済証必要
4	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者	届出済証必要
5	入院・入所者	市町村への届出を省略可(注)
6	通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者	市町村への届出を省略可(注)
7	基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合	市町村への届出を省略可(注)
8	コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合	市町村への届出を省略可(注)
9	副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合	市町村への届出を省略可(注)
10	市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合	市町村への届出を省略可(注)
11	災害による被害にあった者	市町村への届出を省略可(注)
12	勾留又は留置されている者、受刑者	市町村への届出を省略可(注)
13	国又は都道府県等が設置する大規模接種会場で接種を受ける場合(会場ごとの対象地域に居住している者に限る)	市町村への届出を省略可(注)
14	職域接種を受ける場合	市町村への届出を省略可(注)
15	船員が寄港地等で接種を受ける場合	市町村への届出を省略可(注)
16	複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合	市町村への届出を省略可(注)
17	市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合	市町村への届出を省略可(注)
18	その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者	届出済証必要
18-1	(その他) 接種順位が上位の医療従事者等で、勤務地が熊本市の場合	市町村への届出を省略可(注)
18-2	親族の介護により熊本市に居住する場合	届出済証必要
18-3	コロナ疎開により熊本市に居住する場合	届出済証必要
19	その他市町村長が真に必要と認める場合	届出済証必要

(注) 以外でも、住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者は届け出を省略可

接種できない場合

- ・里帰り出産に立ち会いをする家族
- ・単身赴任者の配偶者(親族)が一時的に熊本市を訪れている場合
- ・熊本市内の医療機関に通院(基礎疾患なし)
- ・買い物のついでに熊本市内の接種会場での接種を希望する者
- ・熊本市内に通勤・通学する市外住民(医療従事者等を除く)